

会 議 録

平成29年度第3回宮古島市教育委員会（定例会・ 臨時会 ）	
日 時	平成29年8月7日（月） 開会：午前9時 閉会：午前9時45分
場 所	城辺庁舎 2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 池間 雅昭 委員 中尾 忠祐
欠席委員名	
説 明 員	学校規模適正化対策班長 上地 誠賢 学校教育課長 砂川 修 学校教育課指導係 與那覇 斉
事務局員	生涯学習部長 川満 広紀 教育総務課長 下地 美明 総務係長 池村 達明
欠席事務局員	教育部長 仲宗根 均

議 案 等	件 名	結 果
議案第12号	会議録署名委員の指名について 「（仮称）城辺地区統合中学校」の設置に係る候補地選定について	可 決
報告第4号	臨時代理処分の承認について（宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱について）	承 認

備 考	
-----	--

会 議 録

教育長	これより、平成29年度第3回臨時教育委員会を開催します。本日は全員出席です。
教育長	それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、池間雅昭委員を指名します。よろしくお願い致します。
教育長	次に、日程第2 議案第12号 「(仮称)城辺地区統合中学校」の設置に係る候補地選定について、説明をお願いします。
学校規模適正化対策班長	議案第12号 「(仮称)城辺地区統合中学校」の設置に係る候補地選定について、資料1と併せて説明。
教育長	議案第12号について質疑のある方はお願いします。
野原委員	城辺中学校にはプールがありますが、選定された西城中学校にはプールはありません。西城中学校に決まった場合、プールの建設は考えていますか。
教育長	ご存じのとおり宮古島市は市民プールの構想があり、学校にある既存プールとの兼ね合いは今後検討していくこととなります。市民プールの構想がまだ具体化しておらず平成33年度の開校までに出来ないようであれば、学校に建設することとなります。現時点ではプールを作るという形は見えておりませんが、場所は敷地内に確保できます。
佐和田委員	関連ですが、伊良部もそうですか。
教育長	伊良部もプールの敷地は確保してあります。
野原委員	中学校の教育課程にはプールは欠かせないもので、沖縄県は全国で泳力は最下位と言うこともあり、そういう意味ではプールは大事かと思うんですが、既存のプールがある学校ではなくて別の学校を選定したというのが。色んな条件があるので一概には言えないと思うんですが、その辺をどう評価したのかちょっと気になります。

池間委員

教育環境上、どうしても必要という事になれば、速やかに対応できる体制を整えておくべきだと思います。

野原委員

私は、市民プールを作ったから子どもたちが普通の授業でそこを使うというのは考えづらいと思います。運送のこともありますし、なかなか全学校のスケジュールを組んでそこで水泳をさせると言うのは非常に難しい。なので、学校にプールがあれば一番良いんですが、もちろん色々な条件があるのはわかりますし、プールが無い学校というのもありますので厳しくは言いませんが、やはりそこがちょっと気になります。

学校規模適正
化対策班長

資料1の2ページ、各中学校の得点状況をみていただきたいのですが、「既存校舎の整備」については、たぶんプールをみての採点だろうと思うんですが城辺中学校が一番点数は高いという事になっています。

中尾委員

今のプールの話も含めて、城辺中に負けている部分は教育委員会の中でしっかりと議論する必要があると思います。それと、これまでの伊良部とか来間などは二つの地区での統合だったんですが、今回は4地区の統合と言うことで、よく言われているのが砂川と西城との利便性があまり良くないと言うことが聞こえているので、教育委員会の管轄ではないのですが、他部局との連携の中でそれぞれの地域とのインフラの整備なども今後しっかりやっていってほしいと思います。

佐和田委員

野原委員がおっしゃったように、市民プールをすべての学校が利用するというのは困難だと思うので、当初から伊良部と城辺にプールを設置した方が良いのでは。

教育長

市民プールと学校のプールの整合性、カリキュラムの面や運用面なども含めて今後議論していくことになります。

学校規模適正
化対策班長

今後、統合協議会を立ち上げますので、その中で施設設計・建設に関する意見も頂いてまとめていきます。

教育長

その中で、教育委員の皆さんから強い意見があったということも話しながら進めていきます。

では、議案第12号 「(仮称) 城辺地区統合中学校」の設置に係る候補地選定については、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第12号については可決と致します。次に、日程第3 報告第4号 臨時代理処分の承認について(宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱について)、説明をお願いします。

学校教育課長

報告第4号、提案理由について、読みあげて説明。

学校教育課指導係 與那覇

宮古高校吹奏楽部が宮城県で開催される全国高校総合文化祭に出場する事になり、旅費・宿泊費以外に楽器輸送費がかかるということで要望がありました。出発日が迫っており、交付要綱を定例会に提出することが出来ず臨時代理処分で要綱を制定いたしました。

中尾委員

県立学校の他の部活動で、全国大会に出場する際に何らかの費用が発生するとなった場合には、この要綱では当てはまらない部分も出てくると思うので、今後、中身についてはもう少し精査していただきたいと思います。

教育総務課長

次年度以降は、一括交付金を財源として、おっしゃるように吹奏楽部のみではなく他の部活動にも対応できるように予定しています。

野原委員

楽器輸送費に関しては、西原高校のマーチング部など有名なところもありますので、そのあたりも今後参考にしたら良いと思います。

池間委員

第2条で交付対象者は、市外及び県外で開催される大会等に派遣される者となっているが、県立学校が対象なので県外、あるいは全国大会と限定した方が良い。

教育長

今後の改正で対応していきます。
では、報告第4号 臨時代理処分の承認について(宮古島市内県

立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱について)承認としてよろしいですか。

(異議なし)

教育長

報告第4号については承認と致します。

本日の日程はこれですべて終了しました。

以上をもちまして本日の臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

教育長 宮川博 

会議録署名委員 池間雅昭 